

戸籍にフリガナが記載されます

法の改正により、戸籍と住民票の記載事項に氏名のフリガナが追加されることになりました。

これに伴い、本籍がある市区町村から、戸籍に記載予定であるフリガナの通知書を送付します。

昭島市に本籍がある方には6月中旬から順次送付しますので内容を確認してください。誤りがある場合などは届け出が必要です。

市ホームページはこちら▶ 

◇問い合わせ

*制度の案内など=国のコールセンター☎0570-05-0310
*通知書が届かない場合など(昭島市が本籍地の方のみ)=昭島市戸籍フリガナコールセンター☎544-5120

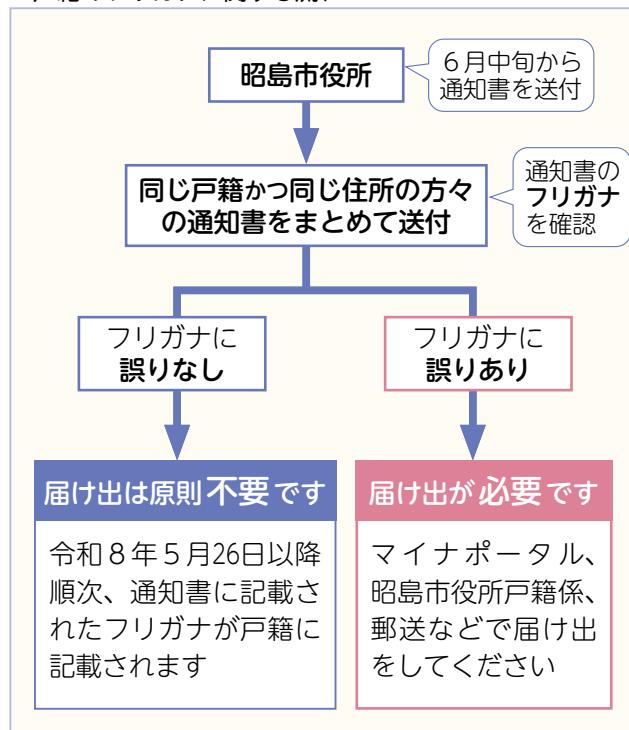
☆詳しくは、戸籍係へ。

◎住民票に旧氏を登録している方へ

住民票に旧氏を登録している場合、フリガナは旧氏にも追加されます。戸籍のフリガナに関する通知書とは別に通知書を送付しますので、内容を確認してください。誤りがある場合などは届け出が必要です。

☆詳しくは、市民係へ。

▼戸籍のフリガナに関する流れ



住民税非課税世帯へ

生活支援特別給付金の申請はお済みですか

世帯全員の令和6年度の住民税均等割が非課税の世帯を対象に、1世帯につき3万円(平成18年4月2日以降に生まれたお子さんを養育している場合には、お子さん1人につき2万円を加算)を支給しています。

申請が必要な世帯は期限までに申請してください。期限を過ぎると受け付けできませんので、注意してください。

◎対象と思われる世帯へ案内を送付しました

令和6年1月1日時点で昭島市に世帯員全員の住民登録がある世帯には、3月に案内を送付しました。

申請が必要な世帯は6月30日(消印有効)までに申請してください。

なお、申請不要の世帯には、案内に記載の口座へ4月18日に振り込みましたので確認してください。

◎案内を送付できない世帯があります

次に該当する世帯は案内を送付できません。受給を希望する場合は期限までに申請してください。

◇対象・申請期限

*令和6年1月2日以降に昭島市に転入した方がいる世帯=6月30日(消印有効)まで

*令和6年12月14日~令和7年7月31日生まれのお子さんがいる世帯=7月31日(消印有効)まで

◇申請 申請書(市役所205会議室で配布／市ホームページからダウンロードも可)と必要書類を〒196-8511 生活支援特別給付金担当へ

*必要書類など詳しくは、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

☆詳しくは、昭島市住民税非課税世帯生活支援特別給付金担当☎544-5125へ。



就学奨励費の申請を受け付け

対象となる世帯に、教育費の一部を援助します。希望する方は、右の表のとおり配布するお知らせをご覧のうえ、必要書類を学校へ提出してください。

☆詳しくは、学務係へ。



対象	お知らせ	備考
お子さんが特別支援学級に在籍している世帯	5月下旬に特別支援学級で配布	
お子さんが通級指導学級に通級している世帯	5月下旬に通級指導学級で配布	通学費・同行費のみ援助
お子さんに障害があり、就学相談のうえ通常学級に在籍している世帯	配布なし ※在籍校の担任教諭に相談してください。	障害の程度は、学務係に問い合わせを